

～解体工事を始める前に～

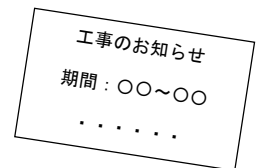
解体工事を始める前にしっかりと準備を行い、安全でトラブルの無い工事をしましょう

チェックポイント

□ ①近隣の方に工事内容の説明はしましたか？

解体工事は周辺にお住まいの方への影響が非常に大きい工事のため、事前の説明がないことで苦情やトラブルに発展することがあります。無用なトラブルを防ぐため、工事を始める前に近隣の方へ次の事項について説明をしておきましょう。チラシを作って配っておくと分かりやすいでしょう。

- ☞ 解体工事の工程（いつからいつまで？ 土日もあるの？ 大きな音が出る作業はいつ？ 工事車両の通行時間は？ アスベストはあるの？）
- ☞ 工事の施工者
- ☞ 現場担当者の連絡先



□ ②工事現場周辺への安全対策は万全ですか？

部外者が現場内へ立ち入ることができないよう仮囲いで現場周辺を囲いましょう。

また、解体工事に伴う破片や粉じんが周辺に飛び散ることが無いよう、シート等で解体建築物をしっかり覆いましょう。

□ ③現場に標識（看板）は掲示されていますか？

建設業法や建設リサイクル法では、工事現場には許可番号等を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲示すること、と定められています。

標識を出さずに工事を始めた場合、罰則の対象になりますので必ず掲示しましょう。

建設リサイクル法の届出時に長野市から配布されたシールを標識に貼り付けてください。

建設業の許可票	
型番又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	職種の首長
資格名	資格者証の付番
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号
許可年月日	

建設リサイクル法届出済	
届出日	令和元年 月 日
届出番号	第 号
長野市	

□ ④石綿（アスベスト）の事前調査結果は掲示されていますか？

解体建築物に石綿が使用されているかどうか調査した結果について、石綿が無い場合であっても、工事場所の見やすい場所に掲示することが法令で定められています。

□ ⑤解体工事の施工順序を作業員の方にしっかり説明しましたか？

解体の施工方法や施工順序について建設リサイクル法で定められています。届出書に記載された計画通りに工事が進むよう事前にしっかりと調整しましょう。

建築設備、内装材、屋根ふき材は、原則手作業により分別解体を行ってください。

□ ⑥粉じん対策は十分ですか？

解体工事中は想定以上の粉じんが発生します。作業中は、散水を十分に行いながら工事を進めましょう。

また、解体材を投げたり、粉々になるような扱いは避けましょう。

発電機などを使用する際は、エンジン音が周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮しましょう。